

国・地方の教育行政と学校現場とのつながり

－教育基本法と教育振興基本計画を例として－

楠 山 研*

The Connection Between Educational Administration and Schools:
Focusing on the Basic Act on Education and the Basic Plan for the Promotion of Education

Ken KUSUYAMA

1. はじめに

2006（平成18）年12月の教育基本法改正に代表される一連の改革は、学校現場に大きな影響を与えてきた。いわゆる関連3法の改革により、学校に新たな職が登場し、教員免許に期限が書き加えられ、10年に一度、免許状更新講習を受講しなければならないことなど、学校現場で目に見えて変わった部分は少なくない。同時に、当たり前のことであるが、これらの一連の改革は、法律とは直結しないような、つながりの見えない部分でも、学校現場の日常の業務に大きな影響を与えている。

しかし、学校現場の教員が、日頃、国や地方の教育行政を意識しながら仕事をするのはほとんどない。ICTの活用が促され、アクティブラーニングが強調され、教員個人の目標評価が行われるようになってきているのはなぜなのか、社会情勢による必要性がそれらしく説明されることはあっても、教育行政の流れとしてわかるように説明されることはほとんどない。教育行政の流れの中で、どのような議論があり、なぜこうした活動をおこなうようになったのか。そうした流れを知らずに、日々取り組みを行っていることになる。このことを知っておくことは、そうした取り組みの効果を高めるためにも、教員の心の安定を図るためにも不可欠であると考えられる。

本稿では、教育基本法の改正と、これに代表される一連の流れの中で登場してきた教育振興基本計画に注目する。教育基本法の中で示された教育振興基本計画は、国レベルでも地方レベルでも作成されており、今後の教育の方向性を示す大変重要な文書である。国は再三パブリックコメントなどを広く募集し、地方でも教育委員会や有識者会議だけでなく、素案を公表して広く意見を集めるなど、時間と手間をかけて多くの人が関わって作成している様子がうかがえる。しかしそれにも関わらず、肝心の学校現場で教育振興基本計画が話題になることはほとんどない。もちろん他の教育行政に関する動きについても学校で話題になることは少ないが、この計画は学校現場に大きく影響を及ぼすものであるにも関わらず、関心が寄せられている雰囲気を感じられない。それはなぜであろうか。よってここでは、教育振興基本計画が登場した意味に注目しつつ、それを含む一連の改革の流れが学校現場に及ぼしている影響についてみていく。教育行政の流れに注目しつつ、学校現

* 教育学部人間発達講座

場にとって、という視点から論を進めることにする。

2. 現在の教育の指針：教育基本法の改正

まず、近年の教育政策で最も大きな出来事の1つといえる、2006（平成18）年12月の教育基本法改正と、これに関連する動きについて確認する。

その前の教育基本法は1947（昭和22）年制定であり、約60年間の社会の変化に合わせて改正されたことになる。そしてこれが近年の教育政策の原点となっている。

この教育基本法は旧法と比較してさまざまな変化がある。例えば、旧法には項目として存在せず、新法ではじめて項目として加わったものに、「私立学校」、「幼児期の教育」、「家庭教育」、「大学」、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」、「教育振興基本計画」がある。これらのほとんどは、現実には、旧法の時代から存在していたものであった。つまりここからわかるのは、教育政策とは、現実を引っ張ったり、後ろから追い立てたりするようなものというイメージがあるが、実際には現実を後から追うことしかできないものということである。後に記述するが、教育振興基本計画の策定も、もともと一部の地方自治体で独自に作成する動きがあり、それをモデルとして国が拾い、全国に広めようとしたものであることが指摘されている¹⁾。しかし、一旦決められると、それまであったものでも、皆が一旦立ち止まって考えなければならなくなるのも、教育政策というものの特徴である。

この教育基本法改正の翌年2007（平成19）年には、改正教育基本法に関連する3法改定がおこなわれた。「学校教育法」では、義務教育の目標が示されたほか、幼稚園に義務教育との接続、その後の教育の基礎を培うといった目標が示され、また新たな職として、副校長、主幹教諭など必要な職員をおくことができることになった。「教育職員免許法及び教育公務員特例法」では、教員の人事管理などに関する改定があったほか、教育職員免許状更新講習が導入されることになり、2009（平成21）年度から正式実施されている。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」では、教育委員会の責任体制の明確化や地方分権に関わる法整備が進められた。またこの年は、43年ぶりに全国一斉実施となった全国学力・学習状況調査がはじめておこなわれた年でもある。

こうして、教育基本法をはじめとする法整備が進められていった。

3. 具体的な目標と実施計画：教育振興基本計画

この改正教育基本法の中には、新たに教育振興基本計画という項目が加えられている。まずはこの教育振興基本計画の概要について確認しておくことにする。

教育基本法 第十七条〔教育振興基本計画〕

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

これにより、2008（平成20）年7月1日に国が「教育振興基本計画」を定めた。また第2項の規定により地方もこの計画を定める努力が求められており、例えば長崎県は、国が定めた3ヶ月後の2008（平成20）年10月3日に「長崎県教育振興基本計画」を定め、公表している。

都道府県レベルで長崎県のように、国の教育振興基本計画が策定された平成20年度内に作成を公表したのは1ヶ台²であり、そのうちいくつかは元からあった計画を読み替えたものであった。その後2010（平成22）年4月には28都道府県、2011（平成23）年9月には39都道府県が策定済みとなり、最新の情報である2017（平成29）年9月現在、全47都道府県・全20政令指定都市の全てで教育振興基本計画が策定済みとなっている。また45中核市のうち44中核市が策定済みであり、未策定の中核市1市は平成29年度中に策定予定となっている³。

なお、高見・西川（2013）は、三菱UFJが実施した調査において、教育基本法改正、国の第1期教育振興基本計画の策定以前に都道府県のうち61.8%が何らかの教育関係基本計画を策定しており、1990（平成2）年度以前という回答も29%あったという結果から、それより前から教育に関する基本計画は全国に存在しており、国はそこからいくつかの成功事例を見出し、ロールモデルとして広く全国に普及・拡大する戦略をとったのではないかと指摘している⁴。

その対象は都道府県より下のレベルにも及んでいる。2016（平成28）年3月現在の全国の市区町村の教育振興基本計画の策定状況（1718市区町村（中核市を含む））は、「策定済み」が1308（76.1パーセント）、「策定していない」が410（23.9パーセント）であり、そのうち「今後策定予定」と回答したのが121（7.0パーセント）となっている⁵。

このように、都道府県・政令指定都市・中核市では中核市の1市を除いて全てで、全国の市区町村でもすでに7割をはるかに超えるところで、教育振興基本計画が作成されている。なお、すべてが教育振興基本計画という名前であるわけではなく、例えば九州では、「くまもと『夢への架け橋』アクションプラン」（熊本県）、「あたらしいふくおかの教育計画～『改革』と『共育創造』～」(福岡市)など、別のタイトルや呼称、副題を押し出しているところもある。

なお、2008（平成20）年7月に作成された国の「教育振興基本計画」（H.20~24）はその後、2013（平成25）年6月に国の「第2期教育振興基本計画」（H.25~29）に引き継がれており、現在は第3期計画の策定に入っている。2016（平成28）年4月から中央教育審議会教育振興基本計画部会を中心に審議が行われ、作成された「第3期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方」を公表し、2017（平成29）年2～3月にパブリックコメント（意見公募手続）を実施した。2017（平成29）年11月時点では引き続き中央教育審議会教育振興基本計画部会において主な議論が行われており、ここでも「第3期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について」を公表し、2017（平成29）年10月に意見公募を実施している⁶。

地方でも初期に作成した県は、現在第3期の策定に入っている。例えば長崎県は、2008（平成20）年10月の「長崎県教育振興基本計画」（H.21~25）に続いて、2013（平成25）年12月に「第2期長崎県教育振興基本計画」（H.26~30）が策定され、その期限が近付いているため、第3期の計画を策定中である。

なお、後にも説明するように教育振興基本計画の計画期間は原則として5年間であるが、国の第1期教育振興基本計画では、2008（平成20）年からの10年間を通じて目指すべき教育の姿として、①義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる、②社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てるという2点を掲げていた。そのため第3期教育振興基本計画では、2018（平成30）年からの10年間を通じた目指すべき教育の姿が示されることになる。

4. 教育振興基本計画登場の意味

このように、教育基本法の最後の条文に記され、全国の地方公共団体が動いている教育振興基本計画であるが、一般の人々への知名度はほとんどないと考えられる。それどころか学校現場の教員にも、その内容を知らない人が少なくないと思われる。筆者の周囲でも第1期の時期には、ごく一部しか知らないという状況が確かにみられた。それではなぜこの時期に突然教育振興基本計画が登場したのか、そしてなぜそれらは教員にさえ知られていないのか。そうした観点から、教育振興基本計画登場の意味について考えていく。

（1）教育基本法の方向性

教育基本法を含め、一連の法律や計画は基本的には、近年の教育改革の流れに沿って、同じ方向を向いているといえることができる。

これまでの教育改革議論の中心は、カリキュラムや教育方法が中心であり、どのようなことをどのように教えるかが重要な論点であった。しかし近年の教育改革議論では、地方分権の流れもあり、教える内容を誰が決めるかや、教育の成果をどう管理するか、が重要な論点となっている。これを示すように例えば教育基本法や国の教育振興基本計画には数値目標はあまり出てこない。数値目標を立てるのはあくまでも地方レベルであり、長崎県の教育振興基本計画にも多くの数値目標が登場している。例えば第1期計画では、小中学校の耐震化率100%、全国学力・学習状況調査の結果が全国平均を全項目で上回る、一ヶ月の読書量（小学生は12冊）といった目標が掲げられた。この目標の決定権限や結果責任は、自らが決めたものであるゆえに当然地方や学校にあることになる。ただし、国の教育振興基本計画には、「地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ」計画を作成する、とあり、「参酌」という用語が用いられている。前項の計画とは国の教育振興基本計画のことであり、参酌とは辞書によれば「他のものを参考にして長所を取り入れること。斟酌」ということである⁷。つまり、国が公式非公式に示している大きな方向性とは異なるような目標を立てることは難しく、都道府県などにそれほど多くの選択肢はない、というのが実情である。こうしたことが方向性の変化の一端ということになる。

（2）教育振興基本計画登場の背景

2003（平成15）年3月の中央教育審議会「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について（答申）」によると、教育振興基本計画の計画期間はおおむね5年間であり、教育に関する事項を対象とし、国民に分かりやすい具体的な政策目標と施策目標を示し、施策の総合化・体系化、優先順位の明確化、重点化に努めるということになっている。つまり、今後5年間の教育について、特にどの部分に力を入れるかを明ら

かにし、それに関する具体的な目標を立てることが求められている⁸。

なお回答中では、5年という計画期間について、「科学技術の進展や、社会や時代の変化が急速であることにかんがみて、あまり長期になることを避け、おおむね5年間とすることが適当である」、「従来の教育関係の個別の計画には5年間程度を計画期間とするものが多いが、それらとの整合を図る必要がある」といった理由を記している⁹。

しかし、一般的に考えて、5年という期間は、教育や学校にとって、目標を立てて結果を出すには短すぎるという印象がある。例えば、小学校1年生が6年生になる期間で、何か具体的な目標を立てて、それを達成するということが可能であろうか。成果を示すことが可能であろうか。これは、教育の目的とは何かという部分にも関わってくるが、教育の本質に迫れば迫るほど、短期間で結果を示すことは困難となる。

それではなぜ5年という期間が示されたのであろうか。これには、財政的な政策の変化が関わっていると考えられる。かつては、それが十分であったかどうかは別として、教育予算は一定額が確保されていた。しかし現在、そうした「聖域」はなくなりつつある。坂野（2015）は、「教育政策のグローバル化は、エビデンス（データ）を基盤とする教育の成果・結果を向上させるための政策が主流となりつつあり」、「教育政策においても、より高い効率性も追求し、その支出に見合う価値が要求されている」と指摘している¹⁰。また、文部科学省も、教育政策が「効果の発現まで長期間を有し、政策と効果との因果関係が複雑である」ことを踏まえつつ、政策評価実施計画などにおいて、「出来るだけ定量的に把握可能となる達成目標及び成果指標を設定するように留意する」としている¹¹。文部科学省は毎年、財務省との交渉において、次年度の必要額を詳細に示し、それによってこれからの1年間でどんなことができるのかを示さなくてはならない。予算の確保のためには、明確な目標とそこに至る明確な道筋、その根拠・証拠や近年中に達成できる数値を含む成果目標が必要となるが、それは教育分野には難しい部分がある。例えば道路の造成であれば、1年間で1億円投入すればどれくらいの長さの道路を舗装できるといったことが言えるが、教育ではそうしたことが言える部分はわずかであり、またそれは教育活動の核となる部分ではない場合が多い。

また地方分権の流れの中で、地方でも同様のことがおこっている。つまり、用途を自治体自ら決定するような予算が増えてきており、地方でもやはり、他の部門と綱引きをし、その必要性をアピールしなければ、予算が確保できなくなっている。当然その際には、その自治体における必要性や根拠、数値を含む目標が示されなければならない。

加えて、中央であっても地方であっても、そうして苦勞して獲得したものはたった1年分であり、次の年にはまた綱引きをしなければならない。

そうした予算のやり方では、教育分野の使途としてもっとも重要な教員を雇うこともままならない。結局、予算の使途が示しやすく、結果が表れやすいものとして、電子黒板やタブレットが購入されることになる。もちろんこうしたもので教育改善を図ることは重要であるが、教育が抱える本質的な課題を解決するものではない。正規採用以外の教員が多いことも、このことと無関係ではない。

（3）基本法と基本計画のセット

そうした流れのなかで、なんとか長期的な財源を確保したい。そこででてくるのが、基

本法と基本計画のセットである。近年、このセットが静かに流行している。例えば、1993（平成5）年の「環境基本法」と1994（平成6）年開始の「環境基本計画」は、現在第5次のとりまとめに入っている。1995（平成7）年の「科学技術基本法」と1996（平成8）年開始の「科学技術基本計画」があり、この基本計画は現在第5期に入っている。1999（平成11）年の「食料・農業・農村基本法」と2000（平成12）年開始の「食料・農業・農村基本計画」は現在第4期にある。また、2008（平成20）年の「宇宙基本法」と2009（平成21）年開始の「宇宙基本計画」は現在第3期である。環境、科学技術、農業、宇宙、そして教育。これらの分野に共通すること、それは言うまでもなく、ある程度まとまった財源を継続的に必要とする事業ということである。「今年はあるけれど、来年はわからない」では事業を円滑に進めることができない分野である。

そこで、基本法（明確な目標）を作り、基本計画（明確な筋道）を策定して、とにかく5年程度、財源を確保しようとしたのが、基本法と基本計画のセットということになる。こうしたセットは昔からあったが、現在はそこに財源の確保という目的が明確に見えるようになっている。例えば第1期科学技術基本計画には、「政府研究開発投資について、21世紀初頭対GDP比率で欧米主要国並みに引き上げるとの考え方の下、計画期間内での倍増の実現が強く求められている。この場合、計画期間内における科学技術関係経費の総額の規模17兆円が必要」¹²と記述することに成功している。もちろんこれも財務省などとの交渉が必要となるが、成功すれば長期的な財源の確保がみえてくる¹³。つまり、教育基本法と教育振興基本計画は、少しでも長期のお金を確保したい文部科学省が放った逆襲の一手ともいえるものなのである。井深（2003）はこれを、「それ自体リストラの対象となりつつある文部科学省の生き残り戦略の一つになってきた」と指摘している¹⁴。

ただし、現実には、第1期、第2期ともに、直近の目標である教育に対する公財政支出の対国内総生産（GDP）比率のOECD諸国平均並への向上には成功していない。第1期教育振興基本計画では、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿を実現するための教育投資の方向について「OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考の一つとしつつ、必要な予算について財源を措置し、教育投資を確保していくことが必要である」としていた。高見・西川（2013）は、「財政再建途上にあるわが国の財政環境の中では到底財務省・総務省の受け容れるところとはならなかった」とした上で、多くの項目で「検討する」「支援する」といった表現にとどまり、教育資源の裏付けに欠けるため実効性に乏しいといった指摘を紹介している¹⁵。

第2期教育振興基本計画についても、中央教育審議会計画部会に示された素案の時点では、教育に対する公財政支出の対GDP比率を2009（平成21）年度現状3.6%からOECD諸国並みの5.4%を目安に引き上げることを目指していた¹⁶。しかし最終的な第2期教育振興基本計画では、「OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、第2期計画期間内においては、第2部において掲げる成果目標の達成や基本施策の実施に必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保していくことが必要である。」との記述にとどまっている。結局現状では、一般政府総支出に占める公財政教育支出の割合も、OECD加盟国の中でほとんど最下位であり続けている。2017（平成29）年11月実施の総選挙により、就学前教育や高等教育の無償化が現実味を帯びてきており、これと第3期教育振興基本計画の最終案との関連は、大きな注目点ということになる。

このように、教育振興基本計画の大きな目的の一つに、財源の確保という面がある。これは当然学校現場の教育に大きく関連する事項ではあるが、しかし学校で働く教員にとって、ただちに影響があるようなことではなく、注目するような話題とはいえない。こうしたこともあって、教育振興基本計画の冊子が多数作成され、各学校に配布されてはいるはずであるが、書棚の中できれいなまま眠っていると思われるのである。

(4) 学校現場への影響

このように教員にさえほとんどその詳細を知られていない教育振興基本計画などの一連の改革であるが、その影響は当然ながら、学校現場にもやってきている。その変化は指摘し始めればきりがなく、ここではいくつか絞って指摘しておく。

先に記したように、特に教育費の確保は大きな課題となっており、それにともなって教育現場でもさまざまな動きが起こっている。事業仕分けにおいて象徴的に示され、政権が変わっても変わらない動きとなっている「聖域」の非聖域化にともない、教育に関する財源の確保は簡単ではなくなっている。これに対処するためには、教育分野の総力を結集し、交渉に必要な材料や言説を準備するなど、行政と現場が一体とならないと必要最小限のお金さえ危ない。こうした認識により、交渉材料の作成が積極的に行われるようになっていく。例えば、毎年の折衝、基本計画作成等の交渉の際に、予算を確保するために、説得するのに効果的な数値を伴った証拠を示す必要がある。そのために、現在学校現場では驚くほどの数の調査やアンケートが実施されている。子どもへのアンケートの場合には、それを実施する時間を確保しなければならず、時間が過密すぎるために行事の精選をしているそばで、新たに時間を削り出す必要がでてくる。中にはその集計を教員がしなければならないものもあり、教員の戸惑いの声が聞こえてきている。さらにこれらについては、各レベルで把握し、情報を持つておく必要があるため、国・県・市がそれぞれ同じようなことを実施している。加えてそれによって明らかになった課題について、改善、あるいは改善に向けて努力している姿を見せる必要があるために、そうした調査は毎年実施されることになる。全国学力・学習状況調査についても、国が実施するものに加えて、都道府県や市町村が独自に実施するものも数多くあり、これもそうした側面がうかがえる。

また個々の教員についても、自己目標管理シートといった名称で、教員が年度初めに目標を立て、たびたび実施される管理職との面談等で中間評価をおこない改善しながら、年度末に達成度を評価するという取組が全国で行われている。その名称の通り、目標を立てるのは教員自身であるが、おおまかな方向性がある中で選択肢が多いというわけでもない。教員の不祥事が続いた自治体では、コンプライアンスに関するものを必ず記すようにといった指導が入ることもある。2017（平成29）年4月の改正教育公務員特例法により、教員の育成指標が各都道府県で作成されるようになったため、今後はこうした指標とリンクした自己目標が求められることになると考えられる。

こうして、子どもたちの授業や活動の時間、教員が授業準備をする時間を削っておこなっているそうした調査には、外圧に対応するための外向きの説明という側面が大きいものが多い。これによりさらに増え続ける書類・調査・アンケートもまた、教員の多忙化の一つの要因となっている。悲しいことに、そうして子どもとの時間を削ってまで実施しているのに、その割には、学校現場の状況が外部に正しく伝わっていないという現実も、教員の

徒労感につながっているのではないだろうか。

5. おわりに

筆者は2009（平成21）年度の教育職員免許状更新講習正式実施以降，必修講習および選択必修講習において，教育政策の動向について扱ってきた。多忙な現場の教員が，貴重な休日を使って講習に参加し，教育政策の動向を知ることの意味について，講師の立場から考えてきた。

変化している教育政策について，学校現場の教員は知らなくてもよいであろうか。もちろん知らないよりは知っているに越したことはない。しかし…。

本稿の内容は，そうした迷いの中で，今，現場の先生に何を伝えたらよいのかを考えた結果の一端である。教育政策の動向を知ったとしても，それが次の日からの教育活動にすぐに役立つとは思えない。しかし，現在，学校でおこなわれていることにはどのような背景があるのか，それをどのように説明したらよいのか。複雑な政策文書ではなく，難解な研究書でもなく，学校現場の教員にコンパクトにわかりやすく要点を伝えることは，大学に求められているところと認識している。わかりやすくすることは，利点とともに欠点を伴う。長い政策文書を省略し，経緯の説明を簡易にすることによって，誤解を生じたり，時には事実が異なって伝わってしまったりする可能性もある。その危険性を理解しつつ，主旨が教員に伝わることを優先し，試みを続けていきたいと考えている。

注

- 1 高見茂・西川信廣「地方自治体の教育政策形成・実現と教育振興基本計画」『日本教育行政学会年報』第39号，2013年，9頁。
- 2 筆者の調べによる。すでにあった計画がそのまま残存している例を除く。
- 3 文部科学省ウェブサイト内「各都道府県・政令指定都市・中核市の教育振興基本計画の策定状況（平成29年9月1日現在）」http://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/doc.htm
- 4 高見・西川，2013年，前掲論文，9頁。
- 5 注3と同じ。
- 6 文部科学省ウェブサイト内「教育振興基本計画部会（第8期～）」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo14/index.htm
- 7 『デジタル大辞泉』 <https://kotobank.jp/dictionary/daijisen/>
- 8 中央教育審議会「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について（答申）」2003（平成15）年3月20日。
- 9 同上。
- 10 坂野慎二「教育政策過程の検証と今後の課題」『日本教育経営学会紀要』第57号，2015年，51頁。
- 11 坂野，2015年，前掲論文，55頁。
- 12 第1期「科学技術基本計画」概要より引用。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/kagaku/kihonkei/kihonkei.htm
- 13 高見・西川（2013）は，教育振興基本計画策定のねらいの第一は，「科学技術基本法にならって教育予算の拡充と安定確保を実現することであった」としている（高見・西川，2013年，前掲論文，7頁）。また井深（2003）は，「教育改革国民会議の教育振興計画論における核心命題は，教育財政基盤の拡充にあったことである。そして，そのモデルが，科学技術基本計画であった」と指摘している（井深雄二「教育振興基本計画論と教育改革行政のあり方」名古屋大学教育学部教育行政及び

制度研究室編『教育行政研究』第12号，2003年，76頁）。

14 井深，2003年，前掲論文，78頁。

15 高見・西川，2013年，前掲論文，2頁。

16 「第2期教育振興基本計画について（答申（素案）」では，「また，公財政教育支出総額についても，例えば，GDP（国内総生産）比で見た場合，教育機関に対する支出のみでは，OECD 諸国の平均5.4%であるのに対して我が国は3.6%，教育機関以外に対する支出を含めても，OECD 諸国の平均5.8%であるのに対して我が国は3.8%（いずれも平成21年度）となっている」とした上で，教育の現状や課題を述べ，「以上を踏まえ，上述した教育の姿の実現に向けて，恒久的な財源を確保し OECD 諸国並の公財政支出を行うことを目指しつつ，第2部において掲げる成果目標の達成や基本施策の実施に必要な予算について財源を措置し，教育投資を確保していくことが必要である」と記述していた（文部科学省ウェブサイト内「教育振興基本計画部会（第25回）配付資料」（2013（平成25）年3月18日）のうち「第2期教育振興基本計画について（答申（素案）」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo9/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2013/03/19/1332164_3_2.pdf）。

